

第一生命投資型年金α

組入れ投資信託の運用レポート

組入れ投資信託の運用レポート

特別勘定名

外国マネー型(1)

ノムラ米国短期インカムオーブンVA(適格機関投資家専用)

- 「第一生命投資型年金α」は、お客様に保険料を一時にお支払いいただいたうえで、お客様の年金保険にかかる資産を特別勘定で運用を行います。特別勘定の主たる運用手段として投資信託を用いますが、投資信託ではありません。
- ・特別勘定の資産運用は経済情勢や運用状況によっては高い収益性を期待できますが、一方で株式、その他有価証券の価額の下落や為替の変動などによる投資リスクを負うことになります。
- 「第一生命投資型年金α」では資産運用の成果が直接死亡給付金額、解約返還金額および将来の年金額等に反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することになります。
- ・特別勘定の基準価額の値動きは、特別勘定が用いる投資信託の値動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有していることと、基準価額の計算にあたり、特別勘定が用いる投資信託の値動きには反映されていない保険契約関係費を控除することによります。また、ご契約者の積立金には特定のご契約者に負担いただく費用（保険契約維持費等）の控除が影響するため、基準価額の値動きとご契約者の積立金の増減は、必ずしも一致しません。
- ・「組入れ投資信託の運用レポート」は、野村アセットマネジメント株式会社による運用報告を、第一生命保険株式会社より提供するものです。
- ・特別勘定が用いる投資信託は、適格機関投資家専用に設定された投資信託です。このため、投資家の皆様は、当該投資信託を直接購入することはできません。
- ・この運用レポートは、「第一生命投資型年金α」の特別勘定資産の過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- ・現在ご加入の「第一生命投資型年金α」の詳細につきましては、お手持ちの保険証券、「ご契約のしおり」「約款」「特別勘定のしおり」にてご確認ください。
- ・このレポートの最終ページには、運用リスクや諸費用等「特にご確認いただきたい重要事項」について記載しています。必ず最終ページをご覧いただき、内容について十分ご確認ください。

設定来の運用実績

2025年2月28日 現在



純資産総額 14.6 億円

騰落率	
期間	ファンド
1年	3.8%
2年	9.4%
3年	12.7%
5年	8.6%

分配金(1万口当たり、課税前)の推移	
2024年9月	5 円
2023年9月	5 円
2022年9月	5 円
2021年9月	5 円
2020年9月	5 円

騰落率の各計算期間は、作成基準日から過去に遡った期間としております。
2年～5年の騰落率は年率平均(複利ベース)

設定来 68.5%

設定来累計 95 円

設定来 = 2001年9月27日 以降

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
※ファンドの分配金は分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

資産内容

2025年2月28日 現在

ポートフォリオの内訳	
資産	純資産比
外国債券	91.9%
現金その他	8.1%
合計	100.0%

* 組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合です。

格付別資産配分	
資産	純資産比
外国債券	91.9%
A-1格	91.9%
その他格付	-
無格付	-
現金その他	8.1%
合計	100.0%

* 格付は、格付機関の格付を採用しています。

平均残存日数	
ポートフォリオの平均残存日数	84 日

特にご確認いただきたい重要事項【災害5割加算型変額年金保険】

■運用リスクについて

- この商品は、年金額、積立金額、解約返還金額、給付金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて増減する仕組みの、保険料一時払方式の変額年金保険(生命保険)です。引受保険会社は、第一生命保険株式会社です。
- ファンド(特別勘定)での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その運用においては運用リスクを負うことになります。この商品では、資産運用の成果が直接、積立金額、解約返還金額、死亡給付金額等に反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。なお、積立金額、解約返還金額、年金原資、年金額に最低保証はありません。
- 積立金額は、ファンド(特別勘定)で運用・管理されます。ファンド(特別勘定)は、実質的に国内外の株式・債券等を投資対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価格の下落」等が基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額、年金原資などに反映されるため、積立金額、解約返還金額、年金原資が一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。
- 各ファンド(特別勘定)によって運用リスクは異なります。お客さまがスイッチングを行った際には、ファンド(特別勘定)によっては運用リスクが異なることがありますのでご注意ください。

■ご負担いただく諸費用について

お客さまには、以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

(1) 運用期間中

①すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	金額	備考
保険契約関係費 死亡給付金のお支払いや、ご契約の締結・維持に必要な費用です。	ファンド(特別勘定)の資産総額に対して 年率 1.497%	ファンド(特別勘定)の資産総額に対して年率 1.497%/365 日を毎日控除します。
運用に関わる費用 各ファンド(特別勘定)の運用に関わる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	各ファンド(特別勘定)ごとに異なります。※投資対象となる投資信託の中には、運用状況等により信託報酬が変動する投資信託が含まれております。従って、事前に料率、上限額等を示すことができません。*運用手段の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。	投資対象となる各投資信託の信託報酬は、信託財産の額に対して所定の率(年率)/365 日を毎日控除します。

※上記の信託報酬の他、以下の諸費用を間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

- ・有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、信託財産留保額、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用(マザーファンドで運用する場合も同様)等

(別表)各特別勘定が主たる投資対象とする投資信託の信託報酬

特別勘定の名称	主たる投資対象とする投資信託の信託報酬※	特別勘定の名称	主たる投資対象とする投資信託の信託報酬※1
日本株式型(1)	年率 0.517%以内(税抜 0.47%以内) <実質年率:税込 1.15%±0.25%(概算)>	バランス型(1)	年率 0.385%(税抜 0.35%) <実質年率:税込 1.05%±0.15%(概算)>
日本株式型(2)	年率 0.385%(税抜 0.35%) <実質年率:税込 1.15%±0.25%(概算)>	バランス型(2)	年率 0.385%(税抜 0.35%) <実質年率:税込 0.95%±0.15%(概算)>
世界株式型(1)	年率 0.5775%(税抜 0.525%)	バランス型(3)	年率 0.385%(税抜 0.35%) <実質年率:税込 0.85%±0.15%(概算)>
世界株式型(2)	年率 0.385%(税抜 0.35%) <実質年率:税込 1.20%±0.15%(概算)>	世界債券型(1)	年率 0.605%以内(税抜 0.55%以内)
外国マネー型(1)	年率 0.33%(税抜 0.30%)	日本マネー型(1)	年率 0.352%以内(税抜 0.32%以内)

※上記信託報酬は、2024年4月現在の数値であり、運用会社により今後変更され引き上げられることがあります。なお、()内は消費税抜きの額を表示しています。

②特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	金額	備考
保険契約維持費 基本保険金額が 200 万円未満の場合にかかる費用です。	毎月 400 円	月単位の契約応当日(契約日を含みます)始に積立金から控除します。
解約控除 契約日(増額日)から経過 10 年未満で解約・減額された場合にかかる費用です。	契約日からの経過年数に応じ、基本保険金額に対して 6.0%~0.6% の解約控除率を乗じた金額	解約・減額時にお支払いする積立金から控除します。

(2) 年金受取期間中

項目	年金の種類	金額	備考
保険契約関係費	確定年金 保証期間付有期年金	支払年金額に対して年率 1.0%	第2回以後の年金の年金支払日に責任準備金から控除します。
	保証期間付終身年金	保証期間中:支払年金額に対して年率 1.0% 保証期間経過後:支払年金額に対して年率 2.0%	

※上記の率等は年金支払開始日の時期により異なることがあります。

■その他ご留意いただきたい事項について

- この商品では、年金原資、年金額に最低保証はありませんので、お受取りになる年金の合計額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。そのため損失が生じるおそれがあります。
- この商品では、ご契約日(増額日)から 10 年未満に解約・減額をされますと解約控除がかかります。また、解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。そのため損失が生じるおそれがあります。